

振動工具取扱作業者安全衛生教育（チェーンソー以外）講座のカリキュラムについて

当協会の振動工具取扱作業者安全衛生教育（チェーンソー以外）講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に準じ、厚生労働省昭和 58 年基発第 258 号に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

振動工具取扱作業者安全衛生教育（チェーンソー以外）講座

科目	時間
1. 振動工具に関する知識	1.0 時間
2. 振動障害及びその予防に関する知識	2.5 時間
3. 関係法令等	0.5 時間

合計 4.0 時間

令和 4 年 4 月 4 日  
一般社団法人建設業教育協会  
代表者 石原 鉄郎

